

放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

改正案	現行
第三章 日本放送協会 第二節 業務 （業務） 第二十条 （略） 25 （略） 6 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。 7 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に係る有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。 8 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全	第三章 （同上） 第二節 （同上） （業務） 第二十条 （同上） 25 （同上） （新設） 6 （同上） 7 （同上）

（傍線部分は改正部分）

	部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。
9	第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
10	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
	一〇四 (略)
11	総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。
	一・二 (略)
	三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、特定受信設備（第六十四条第一項に規定する特定受信設備をいう。）を設置した者について、同条第一項の規定により協会と同項に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
	四〇六 (略)
12	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。
13	協会は、第十項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。
14	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第十項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより
8	(同上)
9	(同上)
	一〇四 (同上)
10	(同上)
	一・二 (同上)
	三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法並びに同項第二号の業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、協会の放送を受信することのできる受信設備
	を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
	四〇六 (同上)
11	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第九項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。
12	協会は、第九項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表しなければならない。
13	協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たっては、第九項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより

、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。	16 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができ	一 第十項の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告 二 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告	17 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第十項の認可を取り消すことができる。	18 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	19 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行うおうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。	20 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の
、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	14 (同上)	15 (同上)	一 第九項の認可を受けた実施基準が第十項各号のいずれかに該当しないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告 二 協会が第十一項の規定に違反している場合 第九項の認可を受けた実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告	16 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第九項の認可を取り消すことができる。	17 (同上)	18 (同上)	19 (同上)

受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。第二十二條の二第一号を除き、以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

2・3 (略)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二條 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第百九十一条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二條 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第百四十条第二項に規定

者に出資することができる。

- 一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 第四百四十条第二項に規定する指定再放送事業者
- 四 前三号に掲げる者のほか、第二十條第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者

(関連事業持株会社への出資)

第二十二條の二 協会は、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、関連事業持株会社（定款で次に掲げる事項を定める会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に出資することができる。この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を関連事業持株会社たる子会社として保有しなければならない。

一 専ら前条第四号に掲げる者を子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。）として保有することを目的とすること。

二 出資は、次条第一項の認定に係る同項に規定する関連事業出資計画（同条第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。同項及び同条第五項において「認定出資計画」という。）に従い、専ら前条第四号に掲げる者に対して行うこと。

(関連事業出資計画の認定)

第二十二條の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするとき

する指定再放送事業者その他第二十條第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

は、関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連事業持株会社の出資に関する計画（以下この条及び第二十九条第一項第一号中において「関連事業出資計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2| 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る関連事業出資計画の実施が、協会が第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3| 協会は、第一項の認定を受けた場合において、認定出資計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。

4| 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

5| 総務大臣は、認定出資計画に従つて当該認定出資計画に記載された出資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二十六条 協会は、第二十条第八項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2
4 (略)

第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2
4 (同上)

第三節 経営委員会

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イヌ (略)

ル 第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ・ワ (略)

カ 第二十條第十項に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する実施計画

ヨ・ナ (略)

ラ 第二十條第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十條第十九項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ウ 第二十二條又は第二十二條の二第一項の総務大臣の認可を受けて行う出資

中 関連事業出資計画

ハ 第八十五條第一項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等

オ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設置する組織の委員の委嘱

ク イからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二 (略)

2・3 (略)

第三節 (同上)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 (同上)

一 (同上)

イヌ (同上)

ル 第六十四条の 受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ・ワ (同上)

カ 第二十條第九項に規定する実施基準及び同条第十三項に規定する実施計画

ヨ・ナ (同上)

ラ 第二十條第八項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十條第十八項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ウ 第二十二條 の総務大臣の認可を受けて行う出資

(新設)

中 (同上)

ハ (同上)

オ イからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二 (同上)

2・3 (同上)

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。

ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をしない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六節 (同上)

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備

を設置した者は

、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

(新設)

(新設)

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第一項の契約の条項については、

、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 (略)

2・4 (略)

5 第二十条第九項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第九項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第七節 財務及び会計

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 第六十四条第一項 の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日における 受信料の額と

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 (同上)

2・4 (同上)

5 第二十条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第七節 (同上)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第六十四条第一項本文の規定により契約 を締結した者から徴収する受信料の月額額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日の属する月の受信料の月額と

する。	2・3 (略)
第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画（次項において「中期経営計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。第七十三条の二第三項及び第五項第二号において同じ。）。 二 七 (略) (支出の制限等) 第七十三条 (略) 2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源とするものを除く。） 二 第二十条第三項の業務 (還元目的積立金) 第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において第二十条第一項及び第二項の業務（前条第二項第一号に掲げる業務を除く。）から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならない。	する。 2・3 (同上) (中期経営計画) 第七十一条の二 (同上) 2 (同上) 一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。）。 二 七 (同上) (支出の制限等) 第七十三条 (同上) 2 (同上) 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務 二 (同上) (新設)

2| 還元目的積立金は、協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額（当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。）を限度として補う場合を除き、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3| 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額（第五項第二号において「予想積立額」という。）が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間（同項において「還元実施期間」という。）の事業年度については、還元受信料額により受信料収入（協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。）の予想額を計算した収支予算を作成しなければならない。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

4| 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第七十三条の二第三項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。

5| 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。

一 基準受信料額（還元実施期間において第一項に規定する業務に係

る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。)により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額

二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額

第五章 基幹放送

第二節 基幹放送事業者

第二款 業務

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第一百十條の二 基幹放送事業者(第四百七十七條第一項に規定する有料放送事業者を除く。)は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

第十章 雑則

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七條 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第十八條第二項(定款変更の認可)、第二十條第九項(第六十五條第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十條第十項(実施基準の認可)、同條第十九項(任意的業務の認可)、第二十二條(国立研究開発法人宇宙航空研究開発

第五章 (同上)

第二節 (同上)

第二款 (同上)

(新設)

第十章 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第一百七十七條 (同上)

一 (同上)

二 第十八條第二項(定款変更の認可)、第二十條第八項(第六十五條第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十條第九項(実施基準の認可)、同條第十八項(任意的業務の認可)、第二十二條(国立研究開発法人宇宙航空研究開発

機構等への出資の認可)、第二十二條の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十二條の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四條第二項及び第三項(受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五條第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六條第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一條第一項(収支予算等の認可)、第七十三條の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認可)、第八十五條第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三條第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六條第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七條第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百十六條の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第二百二十條(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百四十一條(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (略)

四 第二十條第十七項(実施基準の認可の取消し)、第二十二條の三第五項(関連事業出資計画の認定の取消し)、第二百四條(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百十六條の四第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)、第三百三十一條(一般放送の業務に関する

機構等への出資の認可)

、第六十四條第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五條第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六條第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一條第一項(収支予算等の認可)、第八十五條第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九條第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三條第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六條第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七條第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百十六條の三第一項(経営基盤強化計画の認定)、第二百二十條(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第四百四十一條(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百五十六條第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九條第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百六十七條第一項(センターの指定)の規定による処分

三 (同上)

四 第二十條第十六項(実施基準の認可の取消し)、第二百四條(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第一百十六條の四第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)、第三百三十一條(一般放送の業務に関する

る登録の取消し）、第百六十六条第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十一号（特定役員）、同条第三十二号（支配関係）、第六十四条第四項（割増金の額に係る倍数）、第九十三条第一項第四号（衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準）、同項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第四項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第百十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第百十三条、第百二十二条若しくは第百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百五十条の二第一項（書面の交付）、第百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第百五十一条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第百六十四条第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃

2 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会

る登録の取消し）、第百六十六条第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第百七十三条第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分

五 第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十一号（特定役員）、同条第三十二号（支配関係）、第九十三条第一項第四号（衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準）、同項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第四項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第百十一条第一項（基幹放送設備の技術基準）、第百十三条、第百二十二条若しくは第百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備の技術基準）、第百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百五十条の二第一項（書面の交付）、第百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第百五十一条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）又は第百六十四条第二項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃

2 前項各号（第四号を除く。）の 事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会

に諮問しないで措置をすることができる。

第十一章 罰則

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当するとき は、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業務を行ったとき。

二 第十八条第二項、第二十条第九項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第十項若しくは第十九項、第二十条、第二十二條の二、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当するとき は、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十条第十四項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十条第十三項若しくは第十四項、第四十一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

に諮問しないで措置をすることができる。

第十一章 (同上)

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 (同上)

二 第十八条第二項、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二十条第九項若しくは第十八項、第二十条、第二二條、第六十四条第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 (同上)

第百九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第二十条第十三項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九条第二項の規定に違反して届出をしないとき。

三 第二十条第十二項若しくは第十三項、第四十一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げるとき。 五 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。 六 第七十三条の二第一項又は第二項の規定に違反して還元目的積立金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。 七 第七十三条の二第三項の規定に違反して同項に規定する収支予算を作成しなかつたとき。	四 (同上) 五 (同上) (新設) (新設)
2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。	2 (同上)

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第八章 法令の適用に関する特別措置 第十節 郵政省関係（第三百三十条―第三百三十六条） 第三百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の額 は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。	第八章 （同上） 第十節 （同上） 第三百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。